

合同会社

定 款

平成29年 1月 7日 作成

合同会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、 合同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. の販売
2. の販売
3. の販売
4. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名・名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

東京都渋谷区 町一丁目1番1号
有限責任社員 太郎 金56万円
東京都渋谷区 町一丁目1番2号
有限責任社員 花子 金55万円

(社員の同意、承諾、承認)

第6条 法令又は定款の規定により社員の同意、承諾又は承認を要する場合には、社員は、出資金額1万円につき1個の同意権、1個の承諾権又は1個の承認権(以下「同意権等」という。)を有する。社員が決定する場合も同様とする。

- 2 前項において、出資金額のうち1万円に満たない端数については、同意権等を有しない。

(持分の譲渡制限)

第7条 社員は、他の社員の同意権等の過半数による承諾がなければ、その持分の全部又は

一部を他人に譲渡することができない。

- 2 業務を執行しない社員が、その持分の全部又は一部を他人に譲渡する場合も、前項と同様とする。

(競業の禁止)

第8条 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の同意権等の過半数による承認を受けなければ、次に掲げる競業行為をしてはならない。

- 1 自己又は第三者のために当会社の事業の部類に属する取引をすること。
- 2 当会社の事業と同種類の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

(利益相反取引の制限)

第9条 業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について、当該社員以外の社員の同意権等の過半数による承認を受けなければならない。

- 1 業務を執行する社員が自己又は第三者のために当会社と取引をしようとするとき。
- 2 当会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間において当会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

(社員の加入)

第10条 新たに社員を加入させるには、総社員の同意権等の過半数による同意を得なければならない。

(社員の任意退社)

第11条 社員は、事業年度の終了の時に退社することができる。この場合においては、当該社員は、3ヶ月前までに当会社に退社の予告をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 3 前項のやむを得ない事由とは、当会社設立時又は入社時に前提としていた状況が著しく変わり、当初の合意どおり社員を続けることが困難になることをいう。

(社員の法定退社)

第12条 社員は、会社法第607条の規定により退社する。

(相続及び合併による持分の承継)

第13条 当会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合には、当該社員の相続人その他の一般承継人は、他の社員の同意権等の過半数による承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

第3章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行社員)

第14条 社員 太郎及び 花子は業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第15条 代表社員は、業務執行社員の互選をもって、これを定める。

2 当会社に社長1名を置き、代表社員をもって充てる。

3 社長は、当会社を代表する。

(業務及び財産の状況の報告義務)

第16条 業務執行社員は、他の社員から請求があるときは、遅滞なく、会社の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(報酬等)

第17条 業務執行社員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける利益については、総社員の同意権等の過半数による承認を受けなければならない。

第4章 計算

(事業年度)

第18条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類の作成)

第19条 業務執行社員は、毎事業年度終了後2か月以内に、各事業年度に係る計算書類を作成し、総社員の同意権等の過半数による承認を受けなければならない。

2 前項の計算書類は、作成した時から10年間、これを会社に保存しなければならない。

3 社員は、当会社の営業時間内は、いつでも、第1項の計算書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(損益分配の割合)

第20条 各社員の損益分配の割合は、各社員の出資の価額に応じるものとする。

(利益の配当)

第21条 利益の配当をしようとするときは、毎事業年度末日現在の社員に配当するものとし、総社員の同意権等の過半数による同意をもって、次の事項について決定しなければならない。

1 配当財産の種類及び帳簿価額の総額

2. 社員に対する配当財産の割当てに関する事項
 3. 利益配当が効力を生じる日
- 2 社員は、前項の決定後でなければ当会社に対して利益配当の請求をすることができない。

(出資の払戻しの制限)

第22条 社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻しを請求することができない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第23条 当会社が定款を変更するには、総社員の同意権等の過半数による同意を得なければならない。

第6章 解散の事由

(解散の事由)

第24条 当会社は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 総社員の同意
2. 社員が欠けたこと
3. 合併(合併により当会社が消滅する場合に限る。)
4. 破産手続開始の決定
5. 会社法第824条第1項又は第833条第2項の規定による解散を命ずる裁判

第7章 附 則

(設立時の資本金の額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金111万円とする。

(定款に定めがない事項)

第26条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、 合同会社設立に際し、有限責任社員 太郎外 1 名の定款作成代理人である
行政書士 佐野光男は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 2 9 年 1 月 7 日

有限責任社員 太郎

有限責任社員 花子

上記有限責任社員2名の定款作成代理人

神奈川県綾瀬市小園南一丁目 9 番 1 号

行政書士 佐野光男